

環 境 課

概要

環境の保全に関する基本的事項について調査審議する区長の付属機関です。

内容

調査審議事項

- 1 環境基本計画に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項
- 3 1、2に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

委員構成

学識経験者4人以内、区民及び事業者7人以内、区議会議員3人以内で構成されています。

任期は2年です。

根拠法令等

港区環境基本条例

港区環境審議会規則

事業開始時期

平成10年4月

事業の実施状況（令和6年度）

開催日	内 容
令和6年11月6日	・港区環境基本計画の進捗状況について ・港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)の進捗状況について
令和7年3月26日	・令和7年度の取組について ・港区環境白書（港区環境基本計画令和5年度実績報告書）について ・港区環境基本計画改定のための基礎調査の実施について

1 港区の環境アセスメント制度

概要

大規模ビルの新築などの開発事業の際には、都市の生活環境の保全や創造への十分な配慮、事業の計画・実施に当たって区民の意見が適切に反映されることが必要です。

環境影響調査及びそれに伴う事後調査の手続を定めることにより、事業の計画・実施に際し都市の生活環境の保全及び創造について適切な配慮がなされ、区民の健康で快適な生活を確保することができます。

港区は、23区で唯一、独自の制度を定めており、事業者が自主的に実施する環境影響調査等を確認し、指導しています。また、平成25年3月に、ビル風対策を強化するため「港区ビル風対策要綱」を制定しました。

区民の参加

（情報の提供）

事業者が作成する環境影響調査計画書、環境影響調査書案、環境影響調査書及び事後調査報告書は、その都度、環境課、各総合支所、三田図書館及びホームページ上で縦覧又は閲覧に供されます。

（区民意見の提出）

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書及び環境影響調査書案について、都市の生活環境の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

内容

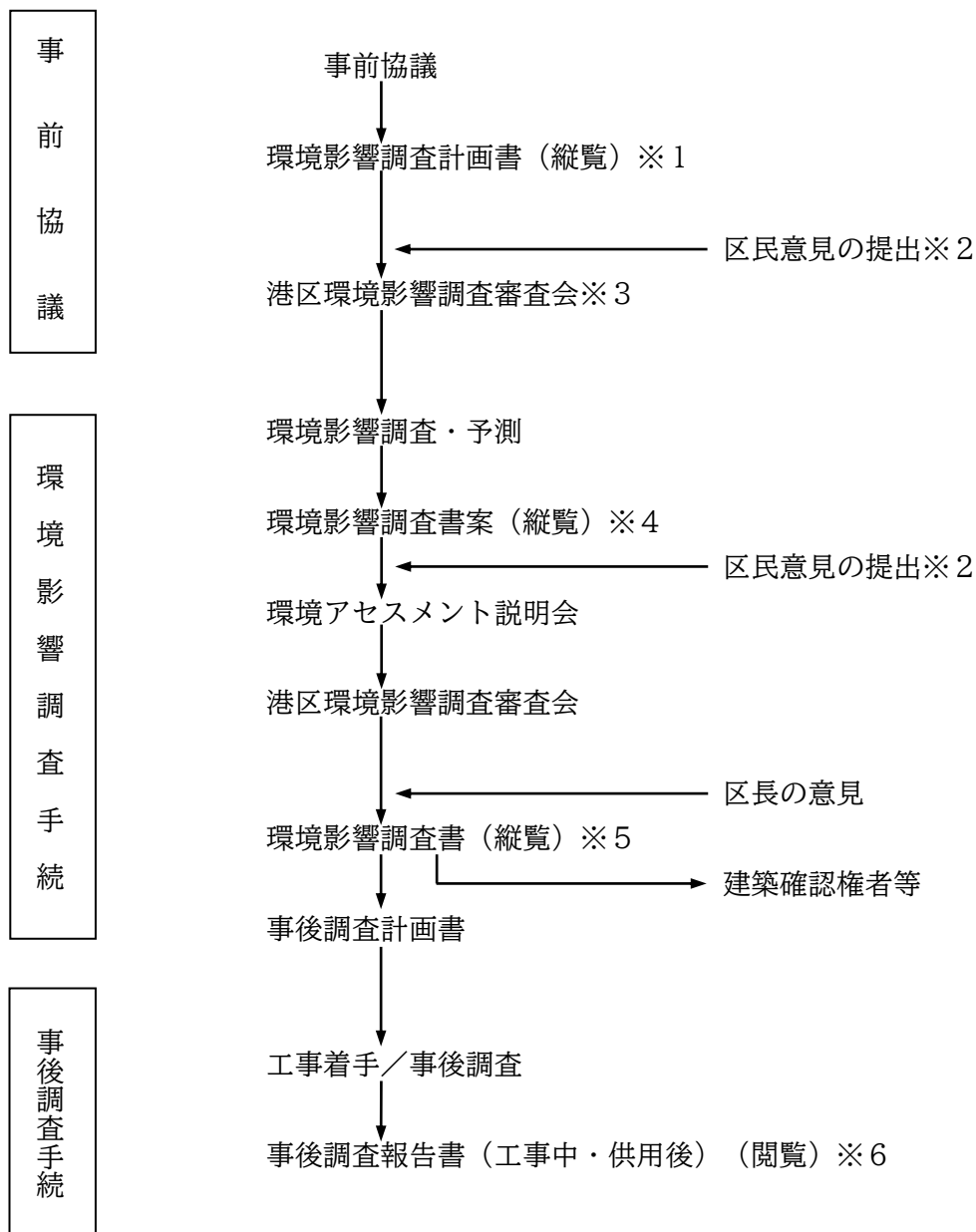
対象事業は、建築基準法上の建築物の新築で、延べ面積5万㎡以上（駐車場を含む。）のものです。

調査項目は、地域や建物の特性及び区民の意向等を考慮して下記の項目から選定します。

表1 環境調査項目

環境要素	環境調査項目
① 交通	自動車交通量、歩行者交通量、駐車場、自転車・自動二輪車駐車場、交通安全
② 資源・エネルギー・地球環境	リサイクル、地球温暖化の防止・エネルギー利用、ヒートアイランド現象の緩和
③ 大気	大気質、臭気
④ 水・土	水利用、排水、雨水、地形・地質（地盤沈下、地下水等を含む。）、土壤汚染
⑤ 静穏	音、振動、低周波音
⑥ 建造物影響	電波受信状態、風、日照、光
⑦ 植物・動物	緑、生物・生態系
⑧ 景観	都市景観
⑨ 史跡・文化財	史跡・文化財
⑩ 地域貢献等	地域活動・コミュニティ、公開空地等、防災・防犯、住民への説明、有害生物への対応、その他

<港区環境影響調査手続の流れ>



※1 環境影響調査計画書（縦覧）

事業者は、対象事業を計画したときは、計画内容に基づき、表1の調査項目について環境影響調査計画書を作成して、区長に提出します。また、事業が複数の街区にわたる場合には、複数の街区全体で環境に配慮した調査項目を選定します。区長は環境影響調査計画書を縦覧し、区民の意見を求めます。

※2 区民意見の提出

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書及び環境影響調査書案について、都市の生活環境の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

※3 港区環境影響調査審査会

環境影響調査に関する事項等を審査するため学識経験者で構成する「港区環境影響調査審査会」を設置しています。審査会は、環境影響調査計画書の内容や区長が環境影響調査書案に対する意見を作成するに当たり、専門的見地から意見を述べます。

※4 環境影響調査書案（縦覧）

事業者は、対象事業を実施しようとするときは、環境影響調査計画書に基づく区との事前協議等を経た上で、環境影響調査書案を作成し、区長に提出します。その後、縦覧、住民説明会を実施し、区民の意見を求めます。

※5 環境影響調査書（縦覧）

事業者は、区長及び区民の意見を踏まえて、環境影響調査書案に検討を加え、環境影響調査書を作成し区長に提出します。

※6 事後調査報告書（工事中・供用後）（閲覧）

事業者は、事後調査計画書を作成し区長に提出します。そして、事後調査計画書に基づき工事中及び供用後に調査を実施し、事後調査報告書を区長に提出します。

根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱

事業開始時期

平成7年10月

事業の実施状況（令和6年度）

環境影響調査計画書の縦覧事業件数	2件
環境影響調査書案の縦覧事業件数	3件
環境影響調査書の縦覧事業件数	2件
事後調査報告書（工事中・供用後）の閲覧事業件数	5件

2 東京都の環境アセスメント制度

東京都の環境アセスメント制度は、東京都環境影響評価条例に基づき実施しており、東京都が指定する一定規模以上の事業の計画に対しては、計画段階における環境影響評価手続を実施しています。対象事業は、道路の新設、飛行場の設置、発電所又は送電線路、廃棄物の処理施設の設置又は変更、高層建築物の新築などです。

<都民の参加>

（1）情報の提供

事業者が作成する「環境配慮書（計画段階）」及び「評価書案」の内容を周知するため縦覧期間中に説明会を開催し、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」、「環境影響評価書案」、「見解書」、「環境影響評価書」は縦覧に供され、「事後調査計画書」及び「事後調査報告書」を公表しています。

（2）意見の提出等

都民は、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」及び「環境影響評価書案」について、環境保全の見地から意見を提出することができます。また、「環境配慮書」、「環境影響評価書案」及び「環境影響評価書案に係る見解書」について、都民の意見を聴くため、「都民の意見を聴く会」を開催します。なお、知事は、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」及び「環境影響評価書案」について、区長の意見を求めることとなっています。

3 国の環境アセスメント制度

国の環境アセスメント制度は、環境影響評価法に基づき、規模が大きな道路、空港等の13種類の事業を対象としています。「環境影響評価方法書」、「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」により、事業の実施に伴う環境影響について、広く情報提供が行われ、意見を述べるすることができます。

環境影響調査審査会

環境課

設置の目的と役割

港区環境影響調査審査会は、港区環境影響調査実施要綱に基づき事業者から提出された環境影響調査書等に関する事項を審査します。

審査会は、区長が環境影響調査書案に対する意見を作成するに当たり、専門的な見地から意見を述べます。

審査事項

- 1 環境影響調査計画書、環境影響調査書案及び事後調査に関すること。
- 2 その他環境影響調査に関すること。

審査会の委員構成

審査会は、学識経験を有する9名以内で構成されています。委員の任期は2年です。

根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱

港区環境影響調査審査会要領

事業開始時期

平成7年10月

事業の実施状況（令和6年度）

審査会開催回数 4回

※ 環境影響調査審査会は、港区環境影響調査実施要綱の対象となる規模（延べ面積5万㎡以上の建築物の新築）の事業について、事業者が環境影響調査計画書、環境影響調査書案等の審査対象となる図書を区に提出したときに開催されます。

概 要

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区民をはじめ区内で活動する多くの団体や事業者との連携・協働による地域環境美化に配慮した取組や喫煙による迷惑を防止する取組を行っています。

内 容

1 港区環境美化推進協議会及び表彰

環境美化の推進や、喫煙による迷惑を防止するために必要な事項を協議する組織です。区民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成されています。

また、環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に貢献した区民等、事業者及び地域活動団体等を表彰しています。

【港区環境美化推進協議会活動状況】

年度	開催日	内 容
6	令和6年5月31日	・令和6年度みなとタバコルールの取組について ・「清潔できれいなまち」の実現に向けた取組について ・令和6年度港区環境美化推進協議会表彰審査について
	令和6年12月12日	・令和6年度表彰の被表彰候補者の決定について ・環境美化活動の取組について ・各地区協議会の活動について ・委員所属団体の活動報告について

【表彰団体等】

年度	部門	賞	受賞者名
6	団体（地域団体）	環境美化表彰	いまいちよう ろっぽんぎいちにしちようかい 今井町親睦会・六本木市西町会合同清掃 わが街クリーン作戦
			芝浦アイランド自治会美化防犯委員会
	団 体 （ 法 人 ）		株式会社CLホールディングス
	みなとタバコルール	銀賞	株式会社 よも 四方

2 みなとタバコルール

平成 15 年度に「みなとタバコルール」の取組を開始し、指定喫煙場所の整備や地域との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施してきました。平成 26 年度には、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人、働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして定め、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせるまちを目指し、取組を行っています。

港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルール

港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場所では、

- ① たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
- ② 喫煙してはならない（指定喫煙場所を除く。）。
- ③ 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮しなければならない。

港区内で事業活動を行う事業者の方が守るべきルール

- ④ 事業者が所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように、その敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行わなければならない。
- ⑤ 従業員その他事業活動に関わる人に、①、②、③を遵守させるよう努めなければならない。

区民・来街者へのルールの浸透を図るため、地域との協働によるキャンペーン、路面シール・ポスター等によるPR、区内全域で路上・歩行喫煙者等へ巡回指導等の啓発活動を行っています。



■東京モノレール車内のステッカー掲示



■配電ボックスの啓発表示



■街頭ビジョン



■路面シール



■喫煙場所シール



■巡回指導員

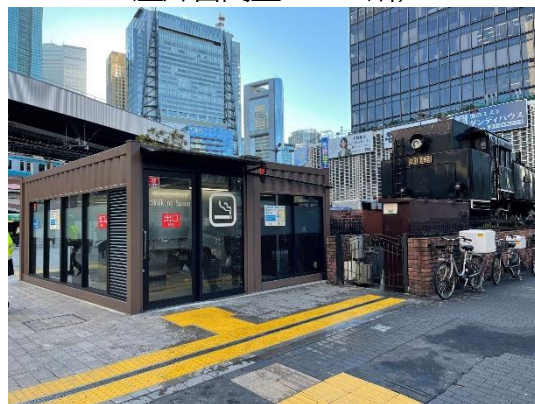
(1) 指定喫煙場所

たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを目指し、指定喫煙場所を設置又は指定しています。

令和7年4月1日現在 指定喫煙場所数 108 か所（屋外 32 か所、屋内 67 か所、屋外密閉型 9 か所）



■品川駅港南口港南ふれあい広場指定喫煙場所（加熱式たばこ専用エリア併設）



■新橋駅前S L広場指定喫煙場所（屋外密閉型）

(2) 屋内喫煙場所設置費等助成

平成25年4月1日から一般開放可能な屋内喫煙場所を設置する建築物の所有者等に対し、その経費を区が助成しています。平成27年度から、維持管理に係る経費の助成も開始しました。

年 度	2	3	4	5	6
設置費 助成件数 (件)	1	8	3	5	3
維持管理費 助成件数 (件)	14	17	24	29	32

3 環境美化推進重点地区

吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める地域や、区民、事業者が積極的に清掃活動等に取り組んでいる地域を、環境美化推進重点地区に指定し、標示板の設置等、吸い殻等の散乱を防止する施策を重点的に実施しています。

赤坂田町通り地区	青山通り地区	六本木交差点周辺地区
大門通り地区	新橋S L広場周辺地区	

4 環境美化推進員

地域の環境美化活動を積極的に行っている区民へ、清掃用具や着用品の貸出し・保険の加入などを支援しています。

5 ごみ拾いSNSを活用した環境美化活動の推進

新型コロナウイルス感染症拡大を背景に、人々が密集・密接を避け、参加者が一堂に会しない形式での環境美化活動を推進していくため、令和2年度からごみ拾いSNS「ピリカ」の活用を開始しました。また、令和3年7月から港区内で行われるごみ拾いを「見える化」するため、港区版「ピリカ」ウェブページの運用を開始しました。

令和6年度は、11月にごみ拾いSNS「ピリカ」を活用したクリーンアップキャンペーンを実施しました。



■ 芝・赤坂・高輪地区総合支所が行ったごみ拾いSNS「ピリカ」への投稿

令和6年度に実施したイベント・キャンペーン

令和6年11月	2024 秋のみなとクリーンアップキャンペーン
---------	-------------------------

6 各地区での環境美化活動推進の取組

地域の区民、団体、事業者及び関係行政機関からなる「各地区環境美化活動推進協議会」が各地区で、パトロールや清掃、キャンペーン活動など自発的な活動を行っています。

【各地区環境美化活動推進協議会】

名 称	設置年月日
芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会	平成16年4月1日
麻布地区の生活安全と環境を守る協議会	平成16年4月1日
赤坂青山安全・環境美化推進協議会	平成16年4月1日
高輪地区生活安全・環境美化協議会	平成16年5月14日 ※平成18年5月12日付、高輪地区生活安全活動推進協議会から名称変更 ※平成22年5月11日付、高輪地区生活安全・環境美化活動推進協議会から名称変更
芝浦港南地区安全・美化協議会	平成16年4月1日

【令和6年度各地区環境美化活動推進協議会活動状況】

芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会

(1) 協議会 第1回 R6.7.3
第2回 R7.2.3

(2) 幹事会 第1回 R6.6.26
第2回 R6.12.12
第3回 R7.1.20

(3) 活動内容

①「芝地区クリーンキャンペーン～路上喫煙ゼロのまち！～」

(計10回・4,549名参加)

芝地区内の主要駅周辺にて、午前8時から午前9時30分まで、清掃活動、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動、ガム痕の除去活動、落書き消しなどを実施。

R6.4.11	浜松町駅・大門駅周辺	368名参加
R6.5.9	芝公園駅・赤羽橋駅周辺	189名参加
R6.6.6	虎ノ門駅・神谷町駅周辺	425名参加
R6.7.11	内幸町駅・御成門駅周辺	353名参加
R6.9.12	新橋駅・内幸町駅周辺	541名参加
R6.10.10	田町駅・三田駅周辺	526名参加
R6.11.7	虎ノ門駅・神谷町駅周辺	524名参加
R6.12.12	浜松町駅・大門駅周辺	500名参加
R7.2.13	田町駅・三田駅周辺	560名参加
R7.3.6	新橋駅・内幸町駅周辺	563名参加

② 地域内の連携を図る取組

- ア キャンペーンに3年間継続して年間2回以上参加した5事業所に感謝状を贈呈
- イ キャンペーンの会場に「地域交流スペース」を設置
参加事業所の紹介ポスター、町会・自治会の紹介地図、地域のイベント情報、みなとタバコルールの周知、防災情報などをパネルに掲載
- ウ 参加事業所に事務局の役割を分担（会場受付・活動用品の準備等）

③「小学校の通学路点検」活動状況

御成門小学校 (R6.5.29、R6.11.13)
芝小学校 (R6.4.30、R6.10.3)
赤羽小学校 (R6.6.21、R6.10.29)

- (1) 協議会（全体会） 第1回 R6.6.28
第2回 R7.3.26

(2) 活動内容

① 生活安全分野

ア 港区防災街づくり整備指針について

防災街づくりに関わる現状と課題、新たな視点、地区別構想、防災街づくりの進め方等港区防災街づくり整備指針に沿って学ぶ講習会を開催

R6.6.28 麻布区民協働スペース 38名参加

イ 安全で安心できる麻布をめざす研修会

令和7年4月にオープンする六本木三丁目児童遊園の公衆トイレは先進的な技術が多く取り入れられていることから、研修会では講義に加え現地での見学会も開催

R7.3.26 麻布区民協働スペース 31名参加

② 環境美化分野

ア クリーンアップキャンペーン（六本木）

六本木交差点周辺にて、清掃活動、まちの安全安心のためのルール「六本木安全安心憲章」や「みなとタバコルール」のPR、落書き消去を実施。

第1回 R6.10.29 47名参加

第2回 R7.3.11 71名参加

イ クリーンアップキャンペーン（西麻布）

西麻布交差点周辺にて、清掃活動、「みなとタバコルール」のPR、落書き消去を実施。

R6.11.6 57名参加

ウ 子どもたちとの落書き消去活動

南山小学校周辺にて、南山小学校3年生の子どもたち46名と協力し小学校付近の落書きを消去。

R6.12.10 28名参加

- (1) 協議会 第1回 R6.6.20 52名参加
第2回 R6.11.25 45名参加
第3回 R7.3.11 45名参加

- (2) 地域安全講習会 R7.3.11 45名参加 (第3回協議会の中で開催)

(3) 活動内容

① 生活安全パトロール活動状況 (計16回254名参加)

R6.4.23 (20名)	R6.5.15 (10名)	R6.5.23 (18名)
R6.6.10 (22名)	R6.7.20 (12名)	R6.7.30 (雨天中止)
R6.8.2 (18名)	R6.9.19 (雨天中止)	R6.9.20 (10名)
R6.10.16 (19名)	R6.10.28 (12名)	R6.11.26 (雨天中止)
R6.11.29 (15名)	R6.12.11 (13名)	R6.12.26 (33名)
R7.1.23 (23名)	R7.2.26 (9名)	R7.3.21 (9名)
R7.3.25 (11名)		

② 「地域清掃活動」への参加

毎月第2・4金曜日	午前9時～	青山表参道商店会
毎月第2金曜日	午前9時～	青山三・四丁目商店会
毎月第2・4金曜日	午前9時～	青山外苑前商店街振興組合
毎月第3金曜日	午前10時～	青山一丁目町会
毎月第2・4水曜日	午後12時15分～	エスプラナード赤坂商店街振興組合
毎月第1水曜日	午後5時～	赤坂通り商店会
毎月第1金曜日	午前9時～	赤坂地区総合支所周辺
毎月15日	午前10時～	南青山一丁目町会

③ 「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーンへの参加

日 程		実施場所	日 程		実施場所
4月	25日	赤坂見附駅	11月	21日	溜池山王駅
	26日	外苑前駅		22日	青山一丁目駅
5月	23日	赤坂駅	12月	12日	赤坂見附駅
	24日	表参道駅		13日	外苑前駅
6月	27日	溜池山王駅	1月	23日	赤坂駅
	28日	青山一丁目駅 (雨天中止)		24日	表参道駅
9月	26日	赤坂見附駅	2月	27日	溜池山王駅
	27日	外苑前駅 (雨天中止)		28日	青山一丁目駅
10月	24日	赤坂駅	3月	13日	赤坂見附駅
	25日	表参道駅		14日	外苑前駅

④ 「社会を明るくする運動」への参加

R6.7.15 午後1時～午後3時

- ⑤ 落書き消去活動 落書き発見作業 7回
落書き消去活動 0回

(1) 部会長会 R6.4.18

(2) 協議会総会 R6.5.28

(3) 活動内容

部会活動(4部会に分け活動)

① パトロール専門部会

ア 夏の夜間パトロール及び落書き消し(合計43名参加)

第1回 R6.7.22(猛暑のため中止)

第2回 R6.7.23(猛暑のため中止)

第3回 R6.9.24(2コース実施 17名)

第4回 R6.9.26(2コース実施 26名)

イ あんしん・きれい(防犯)パトロール及び落書き消し(合計67名参加)

第1回 R6.12.16(2コース実施 32名)

第2回 R6.12.17(2コース実施 35名)

ウ 春のパトロール(合計66名参加)

第1回 R7.3.10(2コース実施 18名)

第2回 R7.3.11(2コース実施 48名)

② 道路・公園専門部会

通学路点検(合計185名参加)

高輪地区内の小学校の通学路点検を教育委員会事務局、道路管理者(まちづくり課)、交通管理者(三田・高輪警察署)、学校、PTA、地元町会等と春・秋の2回実施

・白金小学校 R6.6.6(21名) R6.10.4(19名)

・白金の丘小学校 R6.6.6(25名) R6.10.29(32名)

・御田小学校 R6.6.10(30名) R6.10.8(21名)

・高輪台小学校 R6.5.15(22名) R6.11.27(15名)

③ 自転車・バイク対策専門部会

ア 自転車交通安全対策イベント

・春の交通安全啓発活動

R6.4.10(15名参加)

・秋の交通安全啓発活動

R6.9.25(18名参加)

・高輪交通安全フェア

R6.4.7 場所:JR品川駅港南口(来場者数:延べ1,500名)

R6.9.21 場所:佛所護念会高輪協会駐車場(来場者数:延べ300名)

・交通安全教室

R6.11.30(36名)

イ 自転車損害賠償保険啓発活動

・白金高輪駅自転車駐車場にて、区民交通傷害保険・自転車ヘルメット助成周知チラシを計53枚配布

R7.2.12

・高輪地区にある計10か所のマンションに対し、区民交通傷害保険・自転車ヘルメット助成周知チラシを計1,028世帯へポスティング

R7.2.12

④ 環境美化専門部会

ア 環境美化活動・キャンペーン

- ・品川駅みなとタバコルール&クリーンアップキャンペーン

R6.11.22 108名参加

- ・コラボクリーンアップキャンペーン

R6.4.18 白金プラザ会とのコラボ清掃 20名参加

R6.5.16 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 31名参加

R6.9.19 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 17名参加

R7.3.6 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 17名参加

- ・クリーンアップ

R6.6.20 白金台駅周辺クリーンアップキャンペーン 16名参加

R6.7.31 高輪台駅周辺クリーンアップキャンペーン 猛暑のため中止

R6.11.28 白金高輪駅周辺クリーンアップキャンペーン 50名参加

イ 文化財周辺クリーンアップキャンペーン

R6.11.18 85名参加

ウ 講習会

スケジュールの調整がつかず、令和7年6月に延期

- (1) 協議会 第1回 R6.9.5
第2回 R7.3.6

(2) 活動内容

① 生活安全活動

- ア 防犯パトロール
※実施なし

② 環境美化推進活動

ア クリーンアップキャンペーン（地域清掃活動）

第1回	R6.5.9	港南地区	102名参加
第2回	R6.6.6	芝浦・海岸地区	153名参加
第3回	R6.6.27	台場地区	60名参加
第4回	R6.9.26	芝浦・海岸地区	121名参加
第5回	R6.11.14	港南地区	111名参加
第6回	R6.12.19	台場地区	46名参加

イ みなとタバコルール啓発活動（クリーンアップキャンペーンと同時開催）

第1回	R6.5.9	港南地区	102名参加
第2回	R6.6.6	芝浦・海岸地区	153名参加
第3回	R6.6.27	台場地区	60名参加
第4回	R6.9.26	芝浦・海岸地区	121名参加
第5回	R6.11.14	港南地区	111名参加
第6回	R6.12.19	台場地区	46名参加

ウ みなとタバコルール一斉キャンペーン

R6.11.14 品川駅港南口港南ふれあい広場・こうなん星の公園 111名参加

③ 防犯研修会（地域安全講習会）

- 第1回 R6.9.5
第2回 R7.3.6
※協議会と同日開催

根拠法令等

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例施行規則

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に基づく表彰実施要綱

港区屋内喫煙場所設置費等助成要綱

港区指定喫煙場所の設置等に関する要綱

概 要

地球温暖化及びヒートアイランド現象の影響による熱中症リスクの増大に対応するため、区民等に対する熱中症予防策を実施します。

内 容

令和6年4月1日施行の改正気候変動適応法において、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、一定の基準に適合する施設を区市町村が指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）（以下「クーリングシェルター」といいます。）として指定することができることとされました。

これを受け、区は、環境省令で定める基準を満たし、施設運営上対応可能な区有施設等をクーリングシェルターとして指定しています。クーリングシェルターを増やし、区民が暑さを避ける場所を確保するとともに、熱中症予防の意識付けのために、周知・啓発を行っています。

根拠法令等

気候変動適応法

気候変動適応法施行規則

事業開始時期

令和6年4月1日

事業の実施状況

クーリングシェルター指定施設数（年度末現在）

施設種別 \ 年度	6
区有施設	34 施設
公共施設	5 施設
民間施設	17 施設
合 計	56 施設

公害の規制・指導
(1) 工場・指定作業場

環 境 課

概 要

事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するため、一定規模以上の工場・指定作業場には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」といいます。）により、規制基準の遵守と届出等手続が義務付けられています。

区では、環境確保条例に基づく「工場」の設置認可申請、「指定作業場」の設置届出などの受付・審査を行い、騒音・振動などの規制基準を守るよう指導を行っています。

内 容

工 場

定格出力の合計が 2.2kW 以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場並びに 2.2kW 未満であっても一定の作業（印刷、製本、金属の打抜き・切断、ドライクリーニングなど）を常時行う工場が規制対象です。

設置（変更）に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置（変更）認可申請が必要です。

指定作業場

20 台以上の自動車等の駐車場、ガソリンスタンド、ボイラーなどを有する事業場が規制対象です。

設置（変更）に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置（変更）届出が必要です。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

1 地区別工場・指定作業場数

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

地区	工 場	指定作業場
芝	173	575
麻 布	129	289
赤 坂	38	309
高 輪	233	221
芝浦港南	72	261
計	645	1,655

2 年度別工場・指定作業場数

年度	工 場	指定作業場
2	696	1,657
3	679	1,615
4	670	1,618
5	657	1,637
6	645	1,655

3 年度別工場設置・変更件数

年度	設置認可	変更認可
2	3	0
3	3	0
4	4	1
5	2	0
6	0	1

4 年度別指定作業場設置・変更件数

年度	設置届	変更届
2	31	0
3	19	8
4	30	3
5	34	7
6	32	4

公害の規制・指導
(2) 特定施設（騒音規制法・振動規制法）

環境課

概 要

騒音規制法・振動規制法では、一定規模以上の出力がある送風機や印刷機械などを「特定施設」と定め規制の対象としています。特定施設を設置又は変更しようとする設置者は、事前の届出及び規制基準の遵守が義務付けられています。

内 容

主な特定施設（特定施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」といいます。）

【騒音規制法】

- ・ 金属加工機械（圧延機械、プレス機、切断機など）
- ・ 空気圧縮機及び送風機
- ・ 木材加工機械（丸のこ盤、かな盤など）
- ・ 印刷機械 など

【振動規制法】

- ・ 金属加工機械（プレス機など）
- ・ 圧縮機
- ・ 木材加工機械（ドラムバーカーなど）
- ・ 印刷機械 など

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

1 地区別特定工場等（令和7年3月31日現在）

地区	騒音規制法	振動規制法
芝	566	72
麻 布	211	33
赤 坂	266	7
高 輪	156	49
芝浦港南	227	48
計	1,426	209

2 年度別設置・廃止届出件数

年度	騒音規制法		振動規制法	
	設置	廃止	設置	廃止
2	20	10	2	4
3	13	22	0	6
4	34	22	3	10
5	23	14	1	2
6	12	11	0	4

公害の規制・指導
(3) 特定建設作業

環 境 課

概 要

騒音規制法・振動規制法では、建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を「特定建設作業」として政令で定めています。

内 容

主な特定建設作業

【騒音規制法】くい打ち機、さく岩機（ジャイアントブレイカー、ハンドブレイカーなど）、空気圧縮機などを使用する作業

【振動規制法】くい打ち機、ブレイカー（ジャイアントブレイカーなど）などを使用する作業

※一部対象とならない作業もあります。

特定建設作業の勧告基準（通常作業の場合）

・基準値（敷地境界）	騒音：85dB 以下	振動：75dB 以下
・1日の作業時間	10 時間以内	
・連続作業の期間	6 日以内	
・作業の時間帯	午前7時から午後7時まで	
・夜間・深夜・日曜・祝日作業	禁止	

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、事前の届出が義務付けられています。

また区は、解体工事の騒音や振動等による近隣紛争を未然に防ぐため、届出を行う施工者に対し、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を守るよう指導しています。

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数（令和6年度）

区分 地区	騒音規制法	振動規制法
芝	216	139
麻 布	130	78
赤 坂	113	80
高 輪	97	70
芝浦港南	76	45
計	632	412

2 年度別届出件数

区分 年度	騒音規制法	振動規制法
2	587	396
3	640	423
4	608	402
5	665	454
6	632	412

公害の規制・指導
(4) アスベスト（石綿）

環境課

概要

アスベストを含有する吹付け材・保温材等が使用されている建築物等の解体・改修工事の施工に当たっては、事前の調査・届出及び飛散防止措置が義務付けられており、区では規制・指導を行っています。

内容

建築物等の解体等に当たっては、アスベストの使用の有無を事前に確認し、アスベスト含有建材の使用がある場合は、関連法令を遵守し、周辺環境へのアスベスト飛散防止策を図る必要があります。

また、届出要件に該当するアスベスト含有建築物解体等工事の施工者は、事前の届出が必要です。

区では、独自に「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を定め、工事施工者にアスベスト事前調査結果報告書の提出を指導することで、アスベストの飛散防止と近隣紛争の予防に努めています。

根拠法令等

大気汚染防止法

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数（令和6年度）

地区	環境確保条例	大気汚染防止法
芝	41	41
麻布	13	13
赤坂	28	28
高輪	10	10
芝浦港南	9	9
計	101	101

2 年度別届出件数

年度	環境確保条例	大気汚染防止法
2	178	181
3	108	109
4	126	129
5	161	162
6	101	101

3 石綿事前調査結果報告件数

年度	解体	改修	計
2	343	76	419
3	342	297	639
4	502	512	1,014
5	477	714	1,191
6	419	764	1,183

※「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づく件数

公害の規制・指導
(5) 土壌汚染

環境課

概 要

環境確保条例では、一定の条件を満たす場合に、土壌汚染の状況を調査することが義務付けられています。区では、環境確保条例第 116 条に基づく報告の受付・審査などの事務を行っています。

内 容

環境確保条例に基づく工場・指定作業場の設置者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者は、工場・指定作業場を廃止・除却時に土壌汚染の調査・報告が義務付けられています。調査の結果、健康被害のおそれがある場合等については、土壌汚染の除去等の措置を講ずる必要があります。それ以外の場合であっても汚染が認められた土地を改変する場合は、汚染拡散防止の措置を講ずる必要があります。いずれの場合も、計画書及び完了届出書の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

年度別届出件数

【土壌汚染状況調査報告書】

2 年度	5
3 年度	3
4 年度	5
5 年度	5
6 年度	3

【汚染拡散防止計画書】

2 年度	0
3 年度	0
4 年度	0
5 年度	2
6 年度	0

【汚染拡散防止措置完了届出書】

2 年度	2
3 年度	0
4 年度	0
5 年度	1
6 年度	0

【土壌地下水汚染対策計画書】

2 年度	0
3 年度	0
4 年度	0
5 年度	1
6 年度	0

【土壌地下水汚染対策完了届出書】

2 年度	0
3 年度	0
4 年度	0
5 年度	0
6 年度	0

公害の規制・指導
(6) 適正管理化学物質

環境課

概要

健康への影響や環境汚染が懸念される化学物質を取り扱う事業者が、自ら環境への排出量を把握し、削減に向けた取組を進めることを目的とし、「化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）」が平成 13 年 4 月に施行されました。

同年 10 月の環境確保条例の改正により、工場・指定作業場の設置者のうち、化学物質の年間取扱量が 100 kg 以上の事業所は、毎年「適正管理化学物質の使用量等報告書」の提出が義務付けられています。さらに従業員数が 21 人以上の事業所は「化学物質管理方法書」（初回及び変更時のみ）の提出が義務付けられています。

報告対象となる主な化学物質

- ・ 印刷業で使用されるインキ、溶剤などに含まれるトルエン、イソプロピルアルコールなど
- ・ ガソリンスタンドで貯蔵されているガソリン中に含まれるトルエン、キシレン、ベンゼンなど
- ・ クリーニング業で使用される洗浄剤などに含まれるテトラクロロエチレンなど

根拠法令等

化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

年度別受付件数

【適正管理化学物質使用量等報告書】

2 年度	30
3 年度	32
4 年度	32
5 年度	31
6 年度	32

【化学物質管理方法書】

2 年度	0
3 年度	2
4 年度	0
5 年度	0
6 年度	1

公害の規制・指導
(7) 事業場の臭気調査

環境課

概 要

区では、悪臭防止法及び環境確保条例に基づき、悪臭を発生するおそれのある事業場等について立入り、臭気調査を実施しています。

調査の結果、基準に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

内 容

環境確保条例に基づく指定作業場のうち、2か所の事業場で調査を行っています。

調査に当たっては、事業場の排気口又は敷地境界にて試料を採取し、決められた方法（「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」平成7年環境庁告示第63号）により測定を行います。

根拠法令等

悪臭防止法

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

1 中央卸売市場食肉市場（港南二丁目）

【採取地点：最終排出口】（規制値：24以下）【採取地点：敷地境界南側】（規制値：12以下）

年度	臭気指数	改善指導
2	24	無
3	24	無
4	24	無
5	26	有
6	22	無

年度	臭気指数	改善指導
2	10 未満	無
3	10 未満	無
4	10 未満	無
5	10 未満	無
6	10 未満	無

2 芝浦水再生センター（港南一丁目）

【採取地点：入口】（規制値：12以下）

年度	臭気指数	改善指導
2	10 未満	無
3	10 未満	無
4	10 未満	無
5	10 未満	無
6	10 未満	無

【採取地点：敷地境界東側】（規制値：12以下）

年度	臭気指数	改善指導
2	10 未満	無
3	10 未満	無
4	10 未満	無
5	10 未満	無
6	10 未満	無

公害の規制・指導
(8) 公共用水域放流事業場排水調査

環境課

概要

古川・運河等の公共用水域に排水を放流する事業場に対して、立入調査による水質分析を実施しています。

内容

港区は、下水道が完備されており、排水規制は東京都下水道局が行っています。

しかし、一部に運河等公共用水域に排水を放流している事業場があるため、区では定期的に立入調査を実施しています。調査の結果、環境確保条例等に定める基準に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

調査に当たっては、事業場から出る排水を採取し、決められた方法（「排水基準に係る検定方法」昭和 49 年環境庁告示第 64 号）による分析を行います。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

【立入調査・分析実施事業場数】

年度	事業場数	改善指導
2	7	無
3	7	無
4	7	有
5	7	有
6	7	無

【分析項目】

- ・ pH（水素イオン濃度）
- ・ SS（浮遊物質量）
- ・ COD（化学的酸素要求量）
- ・ 大腸菌群数
- ・ n-ヘキサン抽出物質量
- ・ 全窒素
- ・ 全リン
- ・ 透視度

公害の規制・指導
(9) 地下水揚水施設

環境課

概 要

環境確保条例に定める地下水揚水施設の設置者は、地盤沈下対策として、年に1度、揚水量報告書の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

地区別揚水施設設置事業所数（各年度末日現在）

地区 \ 年度	2	3	4	5	6
芝	32	34	35	37	39
麻布	18	18	21	22	23
赤坂	19	19	20	21	21
高輪	9	9	9	9	9
芝浦港南	6	6	6	6	6
計	84	86	91	95	98

公害の規制・指導
(10) 自動車騒音・振動

環境課

概 要

自動車騒音・振動について定期的に測定を実施し、環境基準の達成状況などを調査しています。

内 容

自動車騒音は、自動車のエンジン音や排気音などの合成音です。一般に、速度・交通量・大型車の台数などに比例して騒音が大きくなります。

区では、騒音規制法第 18 条に基づき、区内の幹線道路における自動車騒音を測定し、環境基本法第 16 条に定める環境基準の達成状況を調査しています。

また、騒音規制法第 17 条、振動規制法第 16 条に定める要請限度についても調査を行っています。

根拠法令等

環境基本法、騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

1 常時監視調査結果（令和 6 年度）

《幹線道路沿の環境基準》昼 70dB 夜 65dB

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	面的評価 達成率(%)
1	芝公園 2-12 地先 (高速都心環状線)	63 60	98.5 83.1
2	三田 1-3-44 地先 (高速都心環状線)	66 64	85.9 73.7
3	海岸 3-31-1 地先 (高速 11 号台場線)	67 61	73.7 88.3
4	新橋 5-14-14 地先 (一般国道 15 号)	67 66	99.6 97.0
5	高輪 2-13-8 地先 (一般国道 15 号)	70 67	99.9 96.0
6	白金 4-1-12 地先 (芝新宿王子線)	63 60	100 100
7	芝公園 2-6 地先 (日比谷芝浦線)	64 61	100 99.9
8	芝浦 3-20-8 地先 (日比谷芝浦線)	65 59	100 96.1
9	南麻布 3-19-33 地先 (古川橋二子玉川線)	66 62	100 99.2
10	芝 2-5-2 地先 (区道 1022 号)	62 59	95.1 89.7
11	港南 2-7-19 地先 (区道 1135 号)	63 57	100 99.8

※上段…昼 下段…夜

※下線は環境基準の超過を表しています。

※面的評価達成率とは、評価対象戸数（評価区間での基準点敷地境界から 50m の範囲の総戸数）に占める環境基準達成戸数の割合をいいます。

2 要請限度調査結果（令和 6 年度）

《要請限度》

騒音 昼 75dB 夜 70dB

振動 昼 70dB 夜 65dB

(No.4 を除く。)

昼 65dB 夜 60dB (No.4)

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	振動レベル (dB)
1	白金台 1-2 地先 (一般国道 1 号)	65 60	43 39
2	東麻布 2-31 地先 (環状 3 号線)	66 63	44 40
3	白金台 5-11 地先 (北品川四谷線/ 高速 2 号目黒線)	68 65	43 38
4	西麻布 3-12 地先 (北品川四谷線)	64 60	36 32
5	港南 3-9 地先 (日本橋芝浦大森線)	70 67	57 52
6	高輪 2-13 地先 (一般国道 15 号)	70 67	42 38
7	南青山 5-9 地先 (一般国道 246 号)	68 67	40 36
8	西麻布 3-21 地先 (霞ヶ関渋谷線/ 高速 3 号渋谷線)	70 69	46 47

※上段…昼 下段…夜

公害の規制・指導
(11) 公害苦情・相談

各総合支所協働推進課
各総合支所まちづくり課
環境課

概 要

公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立てがあった場合、現場調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、必要に応じて発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。

最も多い苦情は、建設工事の騒音・振動に関する苦情です。

平成 18 年度からは、苦情・相談の受付や処理業務を各総合支所に移管し、環境課と連携し対応に当たっています。

公害の種類

- ・大気汚染 ・悪臭 ・騒音 ・振動 ・土壌汚染 ・水質汚濁 ・地盤沈下
- ・その他

根拠法令等

- ・大気汚染防止法 ・悪臭防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法
- ・土壌汚染対策法 ・水質汚濁防止法
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

1 地区別・発生源別件数（令和 6 年度）

地区 \ 区分	建設苦情	一般苦情
芝	40	24
麻布	43	47
赤坂	35	33
高輪	22	29
芝浦港南	6	9
計	146	142

2 地区別苦情件数

地区 \ 年度	2	3	4	5	6
芝	132	82	73	68	64
麻布	133	100	96	129	90
赤坂	86	98	63	63	68
高輪	79	73	27	28	51
芝浦港南	54	35	35	33	15
計	484	388	294	321	288

3 種類別苦情件数

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
大気汚染	31	20	20	13	5
悪臭	53	37	47	30	36
騒音	360	255	202	248	197
振動	52	34	27	40	32
その他	47	51	33	29	24
計	543	397	329	360	294

4 地区別カラス苦情件数（＊）

地区 \ 年度	2	3	4	5	6
芝	13	11	11	20	8
麻布	17	15	6	10	11
赤坂	14	10	5	7	13
高輪	23	13	3	2	3
芝浦港南	25	12	26	14	7
計	92	61	51	53	42

※発生源で公害の種類が重複する場合があるので「2 地区別苦情件数」より「3 種類別苦情件数」の年度別計が多くなります。

＊まちづくり課が道路・公園管理として行っているカラス対応も含んでいます。

羽田空港の機能強化に関する対応

環境課

概要

港区上空を飛行して羽田空港に着陸する羽田新経路の運用開始以降、区民からは、騒音等に対する不安の声が寄せられています。

区は、区民の不安を解消するため、区独自の騒音測定調査を行い、騒音による影響を把握するとともに、国（国土交通省）に対し、その結果を示し、騒音・落下物対策や新ルートに限らず飛行経路に係る様々な運用の検討等に取り組むよう求めています。

内容

南風運用時における羽田新経路の航路下において、複数の公共施設で航空機の騒音測定調査を行っています。また、国に対し、令和6年8月28日及び令和7年2月13日の2回、固定化回避検討会の早期開催等について要請しました。

根拠法令等

環境基本法

事業開始時期

令和2年5月

事業の実施状況

区による騒音測定

年度	実施回数及び月		施設数
2	2回	5～6月	2か所
		9～10月	5か所
3	2回	6～7月	6か所
		8～9月	4か所
4	1回	6～9月	4か所
5	1回	6～8月	4か所
6	1回	6～8月	4か所

区から国に対する要請

年度	要請回数	主な要請内容
2	3回	騒音対策、安全対策、住民説明会等、飛行経路に係る運用等
3	2回	騒音対策、安全対策、区民意見の活用、飛行経路に係る運用等
4	1回	住民説明会の開催、区民意見に対する回答
5	2回	住民説明会の開催、固定化回避検討会の開催等
6	2回	住民説明会の開催、固定化回避検討会の開催等

環境調査

(1) 大気汚染環境総合測定局監視システム

環境課

概 要

大気汚染物質には、主に工場、事業場などの固定発生源から排出されるもの（硫黄酸化物、炭化水素等）と、主に自動車などの移動発生源から排出されるもの（窒素酸化物、浮遊粒子状物質等）があります。

区では、大気汚染の状況を監視するために環境総合測定局を設置し、二酸化硫黄、窒素酸化物、粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時測定しています。

事業開始時期

昭和 55 年 12 月（常時監視する測定局の設置）

内 容

環境総合測定局の概要、及び令和 6 年度の大気汚染物質の環境基準等の達成状況や調査結果は次のとおりです。

【環境総合測定局の概要】

測定局	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
所在地	東麻布 3-9-1 一の橋公園内	赤坂 7-3-39 高橋是清翁 記念公園内	海岸 2-1-27 末広橋児童 遊園脇	西麻布 3-12-1 筈公園内	港南 4-3-28 港南小学校内
測定局別の 測定物質	二酸化硫黄 (SO ₂)				二酸化硫黄 (SO ₂)
	一酸化炭素 (CO)				
	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)
	光化学オキシダント (O _x)	光化学オキシダント (O _x)	光化学オキシダント (O _x)	光化学オキシダント (O _x)	光化学オキシダント (O _x)
	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)
	非メタン炭化水素 (NMHC)				
	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)
	メタン (CH ₄)				
	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	微小粒子状物質 (PM _{2.5})		

【大気汚染の環境基準等の達成状況】※1（令和6年度） ○は達成、×は未達成

測定項目	環境基準	測 定 局				
		一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ、1時間値が0.1ppm以下。	○				※2
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下。	○				
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下。	○	○	○	○	※3
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下。	×	×	×	×	×
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下。	※4	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下。	○	○	○		

測定項目	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	一の橋局
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	×

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】（令和2～令和6年度）○は達成、×は未達成
数値は年間平均値を表示。ただし、光化学オキシダントは1時間値の最高値を表示。

項 目	年度	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
二酸化硫黄 (SO ₂)	2	○	0.002			○ 0.002
	3	○	0.001			○ 0.001
	4	※5	0.001			○ 0.001
	5	○	0.001			※6 0.001
	6	○	0.001			※2 -
単位：ppm						
一酸化炭素 (CO)	2	○	0.3			
	3	○	0.3			
	4	※5	0.3			
	5	○	0.3			
	6	○	0.3			
単位：ppm						
浮遊粒子状物質 (SPM)	2	○	0.019	○ 0.016	○ 0.018	○ 0.015
	3	○	0.014	○ 0.014	○ 0.016	○ 0.011
	4	※5	0.023	○ 0.013	○ 0.016	○ 0.014
	5	○	0.015	○ 0.014	○ 0.017	○ 0.015
	6	○	0.015	○ 0.013	○ 0.016	○ 0.015
単位：mg/m ³						※3 0.008
光化学オキシダント (O _x)	2	×	0.167	×	0.164	×
	3	×	0.124	×	0.108	×
	4	※5	0.044	×	0.134	×
	5	×	0.111	×	0.098	×
	6	×	0.145	×	0.129	×
単位：ppm						

※1 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はありません。

※2 機器停止に伴い、判定対象外としています。

※3 有効測定日が58日のため参考値です。

※4 有効測定日が176日のため参考値です。

※5 有効測定日が4日のため参考値です。

※6 有効測定日が73日のため参考値です。

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】（令和2～令和6年度）○は達成、×は未達成

項 目	年度	一の橋		赤坂		芝浦		麻布		港南	
二酸化窒素 (NO ₂) 単位：ppm	2	○	0.020	○	0.016	○	0.020	○	0.016	○	0.018
	3	○	0.019	○	0.016	○	0.021	○	0.015	○	0.018
	4	※4	0.009	○	0.017	○	0.022	○	0.016	○	0.019
	5	○	0.012	○	0.016	○	0.021	○	0.015	○	0.016
	6	※5	0.015	○	0.016	○	0.021	○	0.013	○	0.017
非メタン 炭化水素 (NMHC)※1 単位：ppmC	2	×	0.23								
	3	×	0.24								
	4	※4	0.22								
	5	×	0.23								
	6	×	0.17								
一酸化窒素 (NO)※2 単位：ppm	2	0.007		0.005		0.009		0.004		0.007	
	3	0.007		0.005		0.008		0.004		0.006	
	4	0.005※4		0.005		0.009		0.004		0.007	
	5	0.006		0.005		0.008		0.003		0.004	
	6	0.003※5		0.005		0.007		0.002		0.004	
メタン (CH ₄)※2 単位：ppmC	2	2.04									
	3	2.07									
	4	2.08※4									
	5	2.08									
	6	2.10									
微小粒子状 物質 (PM _{2.5}) ※3 単位：μg/m ³	2	○	10.4	○	10.3	○	9.9				
	3	○	9.0	○	9.4	○	8.9				
	4	※4	13.5	○	9.2	○	9.5				
	5	○	9.7	○	9.1	○	9.3				
	6	○	9.5	○	8.1	○	9.1				

【物質別の測定数値】（令和6年度）

■二酸化硫黄（SO₂）

測 定 局	年 間 平均 値	日平均値の 最 高 値	日平均値の 2%除外値	1 時間値の 最 高 値	環境基準による日平均値 0.04ppm を超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.001	0.004	0.002	0.013	0
港 南	－※6	－※6	－※6	－※6	－※6

※1 非メタン炭化水素は指針値の達成状況を表し、午前6～9時の年間平均値を表示

※2 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はないため、年間平均値のみ表示

※3 微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、長期基準及び短期基準に関する評価を各々行い、両方を満足した場合に達成と評価します。

※4 有効測定日が4日のため参考値です。

※5 有効測定日が176日のため参考値です。

※6 機器停止に伴い、判定対象外としています。

■一酸化炭素（CO）

測 定 局	年 間 平 均 値	日平均値の 最 高 値	日平均値の 2%除外値	1 時 間 値 の 最 高 値	環境基準による日平均値 10ppm を超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.3	0.7	0.6	1.7	0

■浮遊粒子状物質（SPM）

測 定 局	年 間 平 均 値	日平均値の 最 高 値	日平均値の 2%除外値	1 時間値の 最 高 値	環境基準による日平均値 0.10mg/m ³ を超えた日数
	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	日
一の橋	0.015	0.064	0.037	0.171	0
赤 坂	0.013	0.046	0.033	0.151	0
芝 浦	0.016	0.052	0.040	0.114	0
麻 布	0.015	0.047	0.037	0.172	0
港 南	0.008※1	0.024※1	0.017※1	0.056※1	0※1

■オキシダント（Ox）

測 定 局	年 間 平 均 値	1 時間値の 最 高 値	1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間		1 時間値が 0.12ppm を 超えた日数と時間	
	ppm	ppm	日	時間	日	時間
一の橋	0.035	<u>0.145</u> ※3	83	445	8	12
赤 坂	0.030	<u>0.131</u> ※3	48	217	1	2
芝 浦	0.027	<u>0.129</u> ※3	45	151	2	2
麻 布	0.032	<u>0.125</u> ※3	64	264	2	3
港 南	0.021	<u>0.140</u> ※3	34	111	2	2

■二酸化窒素（NO₂）

測 定 局	年 間 平 均 値	日平均値 の最高値	日平均値 の 98%値	1 時間値の 最 高 値	98%評価値による日平均 値 0.06ppm を超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.015※2	0.035※2	0.028※2	0.075※2	0※2
赤 坂	0.016	0.047	0.036	0.073	0
芝 浦	0.021	0.051	0.041	0.092	0
麻 布	0.013	0.035	0.028	0.060	0
港 南	0.017	0.047	0.035	0.077	0

■非メタン炭化水素（NMHC）

測 定 局	年 間 平均値	6 時～9 時 における 年平均値	6 時～9 時 3 時間平均 値の最高値	月平均値の 最 高 値	6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数
	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日
一の橋	0.19	0.17	<u>0.47</u> ※3	0.25	11

※1 有効測定日が 58 日のため参考値です。

※2 有効測定日が 176 日のため参考値です。

※3 各数値の下線は環境基準及び指針の超過を表します。

■一酸化窒素（NO）

測 定 局	年間平均値	日平均値の 最高値	1 時間値の最高値
	ppm	ppm	ppm
一の橋	0.003※1	0.012※1	0.045※1
赤 坂	0.005	0.029	0.104
芝 浦	0.007	0.051	0.137
麻 布	0.002	0.023	0.053
港 南	0.004	0.029	0.104

■メタン（CH₄）

測 定 局	年間平均値	午前 6 時～9 時 における年平均値	午前 6 時～9 時 3 時間 平均値の最高値
	ppmC	ppmC	ppmC
一の橋	2.10	2.10	2.42

■微小粒子状物質（PM_{2.5}）

測 定 局	年 間 平均値	日平均値の 最 高 値	日平均値の 98%値	1 時間値の 最 高 値	日平均値が 35 μ g/m ³ を超えた日数
	μ g/m ³	μ g/m ³	μ g/m ³	μ g/m ³	日
一の橋	9.5	33.5	24.8	101.0	0
赤 坂	8.1	39.8	24.0	112.0	1
芝 浦	9.1	33.2	24.5	131.0	0

※1 有効測定日が 176 日のため参考値です。

環境調査
(2) 光化学スモッグ

環境課

概 要

自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼びます。光化学スモッグによる影響として、目がチカチカする、喉が痛いなどの症状が出る場合があります。

光化学スモッグ緊急時における注意報などは東京都が発令しますが、区では防災行政無線等で区民へ周知しています。



内 容

- 1 光化学スモッグ注意報等が発令された場合の対応
 - (1) 区に登録された区有施設、学校等にFAXの一斉送信
 - (2) 防災行政無線及び防災ラジオによる放送
 - (3) 本庁舎及び区有施設等で看板を掲示
 - (4) ホームページの緊急情報、X（旧ツイッター）、フェイスブック及びデジタルサイネージに掲載

2 対応期間

6月～10月（ただし、期間外に注意報等が発令された場合は、随時対応）

3 緊急時の発令の基準

区 分	発令の基準
注意報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の1.2以上（0.12ppm以上）の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
警 報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の2.4以上（0.24ppm以上）の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
重大緊急報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の4以上（0.40ppm以上）の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき

4 港区における光化学スモッグ注意報発令回数

（区東部）千代田区、中央区、港区、江東区、江戸川区の地域

年 度	2	3	4	5	6
回 数	2	1	2	2	3

環境調査

(3) 古川・運河の水質調査

環境課

概要

水質汚濁とは、河川、海、湖沼などの水質が、工場などの産業排水、家庭からの生活排水などの流入によって汚濁することをいいます。港区の水域は、全長4.4kmの古川、芝浦港南地区にある高浜運河、芝浦運河など大小13の運河、埠頭の先に広がる東京湾からなっています。

古川・運河の水質は、工場・事業場等の排水規制の強化や下水道の整備等により改善されつつあります。区では、古川・運河とも定期的に水質調査を行っています。

内容

令和6年度の水質調査結果と環境基準の達成状況は以下のとおりです。

<古川の水質調査>

場 所	①狸 橋 白金5-1先 ③一の橋 麻布十番4-1先	②古川橋 南麻布2-15先 ④金杉橋 浜松町2-13先
項 目	生物化学的酸素要求量(BOD)・溶存酸素量(DO)・浮遊物質量(SS) 水素イオン濃度(pH)・透視度・水温・電気伝導率等	
回 数	年に4回	

<古川の水質の年平均値>

場 所			①狸 橋	②古川橋	③一の橋	④金杉橋
項 目	単位	環境基準				
水温	℃	—	21.3	20.3	19.7	19.1
透視度	cm	—	98.8	100	93.8	86.8
pH	—	6.0以上8.5以下	7.7	7.2	7.2	7.3
DO	mg/L	2以上	9.8	6.1	4.4	4.4
BOD	mg/L	8以下	1.8	1.4	1.5	1.5
SS	mg/L	100以下	4	3	2	2
電気伝導率	μS/cm	—	479	1,060	5,290	8,710

<運河の水質調査>

場 所	①芝浦運河(末広橋) 海岸2-1先 ③芝浦西運河(夕風橋) 芝浦4-20先 ⑤高浜運河(御楯橋) 港南1-6先	②新芝運河(藻塩橋) 芝浦3-5先 ④京浜運河(港南大橋) 港南5-7先
項 目	化学的酸素要求量(COD)・溶存酸素量(DO)・浮遊物質量(SS) 水素イオン濃度(pH)・透明度・水温・電気伝導率等	
回 数	年に4回	

<運河の水質の年平均値>

場 所			①末広橋	②藻塩橋	③夕風橋	④港南大橋	⑤御楯橋
項 目	単位	環境基準					
水温	℃	—	20.8	21.3	22.2	20.8	22.6
透明度	m	—	1.93	1.61	1.45	1.42	1.33
pH	—	7.0以上8.3以下	7.3	7.1	7.1	7.6	7.0
DO	mg/L	2以上	6.3	6.1	6.3	8.1	6.5
COD	mg/L	8以下	7.1	7.7	8.0	5.9	8.9
SS	mg/L	—	2	1	2	3	2
電気伝導率	μS/cm	—	13,700	9,380	10,300	17,600	10,100

環境調査
(4) 運河等の水質調査

環境課

概要

平成 25 年度から、東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域（運河等）において、雨天時の運河等の水質調査を開始しました。雨により増加した水が下水道管に流れ込み、通常より処理時間の短い水が運河等に排出されることによる影響を調査します。

内容

東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域（運河等）において、晴天時と雨天時の水質を調査しています。令和 6 年度に実施した調査結果は以下のとおりです。

事業開始時期

平成 25 年 9 月

事業の実施状況

測定場所

- 1 御楯橋（港南 1－6 先）
- 2 浜路橋（港南 1－3 先）
- 3 高浜水門沖（港南 3－9 先）

雨天時の測定

1 御楯橋

項目	単位	基準値	令和 7 年 3 月 3 日				令和 7 年 3 月 5 日			
			9:45	12:10	14:20	16:15	9:00	11:15	12:40	14:25
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	6.9	6.8	6.8	6.8	6.9	6.8	6.7	6.6
DO	mg/L	2mg/L 以上	7.3	8.1	7.4	7.3	7.1	7.5	8.0	8.5
COD	mg/L	8mg/L 以下	9.0	18	18	17	7.9	8.6	12	14
大腸菌数	CFU/100mL	-	1,400	3,800	4,900	3,200	940	130	210	280
SS	mg/L	-	3	12	9	8	3	4	6	5
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.48	0.73	0.70	0.68	0.42	0.44	0.50	0.51
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	7.4	9.9	9.6	9.3	11	11	11	11

2 浜路橋

項目	単位	基準値	令和7年3月3日				令和7年3月5日			
			10:10	12:25	14:40	16:35	9:25	11:35	13:00	14:40
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	6.7	6.8	7.1	7.1	7.0	7.0	7.1	7.1
DO	mg/L	2mg/L 以上	2.7	4.6	7.8	8.1	7.1	8.8	8.3	7.9
COD	mg/L	8mg/L 以下	75	79	47	54	27	34	38	49
大腸菌数	CFU/100mL	-	290	120	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
SS	mg/L	-	50	56	35	42	19	18	19	26
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	2.6	2.8	1.5	1.6	0.90	1.0	1.3	1.3
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	23	23	17	18	13	16	17	19

3 高浜水門沖

項目	単位	基準値	令和7年3月3日				令和7年3月5日			
			11:00	12:55	15:00	17:05	9:55	11:50	13:25	15:00
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	7.0	7.1	6.9	7.0	7.2	7.3	7.4	7.3
DO	mg/L	2mg/L 以上	7.2	7.1	7.1	7.7	7.4	7.5	7.6	7.8
COD	mg/L	8mg/L 以下	32	26	33	32	6.9	7.7	26	18
大腸菌数	CFU/100mL	-	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	100	36	1 未満	9
SS	mg/L	-	25	21	32	33	5	6	8	13
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	1.5	1.1	1.6	1.4	0.45	0.47	0.65	0.69
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	14	9.4	13	12	6.2	6.1	7.8	8.2

晴天時の測定

1 御楯橋

項目	単位	基準値	令和6年8月21日			
			8:40	11:25	14:35	17:20
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	7.1	7.0	7.0	7.0
DO	mg/L	2mg/L 以上	6.0	5.2	7.1	6.4
COD	mg/L	8mg/L 以下	9.2	8.9	9.6	9.5
大腸菌数	CFU/100mL	-	1,800	490	2,400	500
SS	mg/L	-	2	3	2	3
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.91	0.90	1.1	0.85
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	15	14	15	13

2 浜路橋

項目	単位	基準値	令和6年8月21日			
			7:10	10:25	13:20	16:10
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	6.7	6.7	6.7	6.7
DO	mg/L	2mg/L 以上	5.7	5.1	6.0	6.6
COD	mg/L	8mg/L 以下	7.9	9.0	8.3	8.4
大腸菌数	CFU/100mL	-	380	780	520	340
SS	mg/L	-	2	3	2	2
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.25	0.49	0.33	0.32
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	16	14	16	11

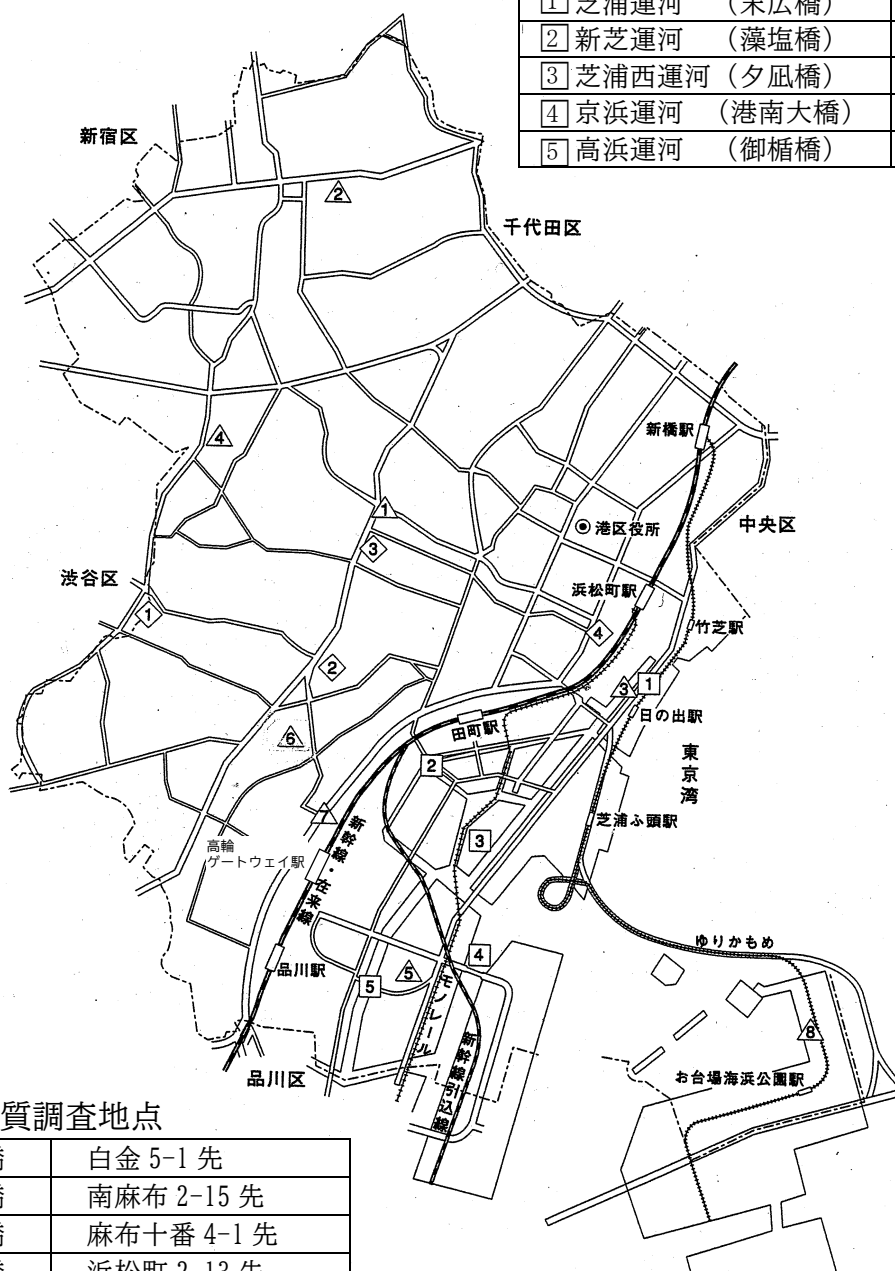
3 高浜水門沖

項目	単位	基準値	令和6年8月21日			
			9:30	12:20	15:25	17:48
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	7.2	7.4	7.6	7.4
DO	mg/L	2mg/L 以上	5.1	7.8	12.7	9.6
COD	mg/L	8mg/L 以下	7.8	8.1	9.2	8.8
大腸菌数	CFU/100mL	-	2,300	1,400	600	420
SS	mg/L	-	3	9	10	9
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.56	0.51	0.50	0.58
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	8.5	8.2	8.9	10

<環境総合測定局・古川・運河の測定地点一覧>

運河の水質調査地点

① 芝浦運河 (末広橋)	海岸2-1先
② 新芝運河 (藻塩橋)	芝浦3-5先
③ 芝浦西運河 (夕風橋)	芝浦4-20先
④ 京浜運河 (港南大橋)	港南5-7先
⑤ 高浜運河 (御楯橋)	港南1-6先



古川の水質調査地点

① 狸橋	白金5-1先
② 古川橋	南麻布2-15先
③ 一の橋	麻布十番4-1先
④ 金杉橋	浜松町2-13先

環境総合測定局設置場所

測定局	所在地
① 一の橋	東麻布3-9-1 一の橋公園内
② 赤坂	赤坂7-3-39 高橋是清翁記念公園内
③ 芝浦	海岸2-1-27 末広橋児童遊園脇
④ 麻布	西麻布3-12-1 筈公園内
⑤ 港南	港南4-3-28 港南小学校内
⑥ 港区高輪 (東京都)	高輪1-6 都有地
⑦ 第一京浜高輪 (東京都)	高輪2-20
⑧ 港区台場 (東京都)	台場1-3-1 お台場レインボー公園内

注) ⑥・⑦・⑧は、東京都で設置

環境調査
(5) 台場水質調査

環境課

概要

区はお台場海浜公園で、お台場海水浴や地曳網、海苔の育成など、海にかかわる様々なイベントを行っています。安心して泳げる海をめざし、平成 26 年度からお台場海浜公園内で水質調査を実施しています。

内容

お台場海浜公園内の海域と水際において水質を調査しています。過去 5 年間に実施した調査結果は以下のとおりです。

お台場海浜公園先海域の水質調査

調査地点	項目	単位	環境基準	2 年度	3 年度
区立お台場レインボー公園前海域	COD	mg/L	8 以下	4.1	3.3
	DO		2 以上	8.4	9.4
台場駅前海域	COD		8 以下	4.1	3.2
	DO		2 以上	7.8	9.2

COD:化学的酸素要求量 DO:溶存酸素量

※数値は各年度の平均値です。

※東京都で重複して調査をしているため、令和 3 年度をもって廃止しました。

お台場海浜公園水際の水質調査

測定地点	項目	単位	(参考) 水浴場水質 判定基準	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
お台場学園前水際	COD	mg/L	8 以下	5.9	3.4	6.5	6.3	5.5
都営台場一丁目アパート 1 号棟前水際				6.0	3.5	6.0	6.9	5.6
区立台場保育園前水際				6.4	3.7	6.4	7.1	5.9

COD:化学的酸素要求量

※数値は各年度の平均値です。

※台場は現在水浴場ではありません。

環境調査
(6) ダイオキシン類調査

環境課

概要

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）を総称してダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類は、廃棄物の焼却過程、金属の精錬、製紙などの事業活動から発生し、急性毒性のほかに、発がん性、催奇形性などの毒性が報告されています。

区では、年1回、水質及び底質中のダイオキシン類の調査を行っています。

内容

令和6年度に実施した水質及び底質中ダイオキシン類の調査結果は以下のとおりです。

ダイオキシン類調査結果と環境基準

（単位：水質 pg-TEQ/L、底質pg-TEQ/g）

媒体	調査地点	毒性濃度	環境基準
水質	御楯橋	0.070	1 以下
底質		11	150 以下

※ 水質調査＝水中に含まれる物質の検査

※ 底質調査＝河川等の底にある土質の検査

※ TEQ（毒性等量）はPCDDs、PCDFs及びCo-PCBをWHO-TEL（2006）によって2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した総量を示す。

環境調査
(7) 運河等の臭気調査

環境課

概要

雨天時に運河等の悪臭の苦情が寄せられたことを受け、令和3年度から運河等の臭気調査を開始しました。数値の比較をするため、晴天時も調査します。

内容

雨天時及び晴天時に運河等において、臭気指数及び硫黄系4物質の調査をしています。

根拠法令等

悪臭防止法

事業開始時期

令和3年7月

事業の実施状況

令和6年度に実施した運河の臭気調査の結果は以下のとおりです。

※参考表記の基準は、悪臭防止法の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準です。本調査対象で適用される基準ではありませんが、参考として記載しています。

雨天時の測定

1 新港南橋

項目	単位	(参考) 基準	令和7年3月28日			令和7年3月29日		
			表層	中層	底層	表層	中層	底層
臭気指数	-	28	15	-	-	16	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
硫化水素	mg/L	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	mg/L	-	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003

2 新芝運河

項目	単位	(参考) 基準	令和7年3月28日			令和7年3月29日		
			表層	中層	底層	表層	中層	底層
臭気指数	-	28	15	-	-	18	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
硫化水素	mg/L	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
硫化メチル	mg/L	-	0.002	0.003	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	mg/L	-	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003

3 芝園橋

項目	単位	(参考) 基準	令和7年3月28日			令和7年3月29日		
			表層	中層	底層	表層	中層	底層
臭気指数	-	28	18	-	-	19	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
硫化水素	mg/L	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	mg/L	-	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003

晴天時の測定（令和6年8月8日）

項目	単位	(参考) 基準	新港南橋			新芝運河		
			表層	中層	底層	表層	中層	底層
臭気指数	-	28	9	-	-	16	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
硫化水素	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
硫化メチル	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
二硫化メチル	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

項目	単位	(参考) 基準	芝園橋		
			表層	中層	底層
臭気指数	-	28	9	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005
硫化水素	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005
硫化メチル	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005
二硫化メチル	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005

※未満（<）は、分析により正確に測ることができる最小値より低い検出量であることを示しています。

アスベスト対策費助成

環境課

概要

アスベストの飛散による環境汚染を防止し、区内に住み、働く人々の健康を保持することを目的に、アスベスト対策を行う場合に対策費の一部を助成しています。

内容

1 助成対象建築物

アスベストを含有する吹付け材又は保温材等を使用している（又は使用した疑いのある）建築物

2 助成対象者

- ・ 区内に対象建築物を所有する個人又は中小企業者
- ・ 区内にある共同住宅の管理組合の代表者

3 助成金の額

対策費用の2分の1相当額（千円未満切捨て）

（1）吹付け材等のアスベスト含有検査

限度額 10 万円

（2）建築物のアスベスト除去等工事

一戸建ての住宅 限度額 50 万円

共同住宅、事業所等 限度額 200 万円

根拠法令等

港区アスベスト対策費助成要綱

事業開始時期

平成 17 年 10 月

事業の実施状況

（単位：件）

種別 \ 年度		2	3	4	5	6
検査	一戸建ての住宅	0	0	0	0	2
	共同住宅	2	2	8	0	1
	事業所等	2	1	0	0	0
工事	一戸建ての住宅	0	0	0	0	0
	共同住宅	1	0	2	0	1
	事業所等	4	0	2	0	0
計	一戸建ての住宅	0	0	0	0	2
	共同住宅	3	2	10	0	2
	事業所等	6	1	2	0	0

緑化推進 (1) 緑化推進事業	各総合支所まちづくり課 環境課
概要 港区は、都心部にあって経済・文化の中心として発展する一方、起伏に富んだ自然の地形や自然教育園、有栖川宮記念公園、芝公園などの公園緑地のほか、大使館や神社・仏閣も多く、昔ながらの建物とともに樹木などが多く残っています。 しかし、活発な都市化の波が、区内に残る貴重な緑や自然環境に影響を与えることが懸念されます。 樹木などの緑は、大気の浄化、防災効果をはじめ、景観の向上、住み働く人々の心の安らぎ、鳥や昆虫など小動物のすみかとなるなど、その効用は多岐にわたっています。最近ではビルの屋上や壁面の緑化がヒートアイランド現象の緩和に効果があることが確認されています。 内容 昭和49年6月 「港区みどりを守る条例」を制定しました。 昭和57年3月 「港区緑化基本方針」を策定しました。 昭和63年4月 緑と水の環境を守り育てるため、「港区緑と水の総合計画」(第1次)を策定しました。 平成11年3月 「港区緑と水の総合計画」(第2次)を策定しました。 平成15年12月 「港区みどりを守る条例施行規則」の緑化基準を強化し、伐採届を制度化すると同時に、屋上等緑化についても新たに助成制度を設けました。 平成16年4月 「港区みどりの街づくり賞実施要領」を制定し、民間緑化施設の表彰制度を設けました。 平成18年3月 「港区緑と水に関する基本方針」を策定し、20年後の2026年における緑被率を25%とする目標を掲げました。 平成21年3月 緑化施策の充実を図るため、「港区みどりを守る条例」、「港区みどりを守る条例施行規則」及び関連要領の一部改正を行いました。 平成20年4月～平成21年6月 港区生物現況調査を実施しました。 平成23年3月 「港区緑と水の総合計画」(第3次)を策定しました。 平成26年3月 「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」を策定しました。 平成28年1月 「港区みどりを守る条例施行規則」を一部改正し、「生物多様性緑化ガイド」を策定しました。 平成30年2月 「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」を改定しました。 令和3年2月 「港区生物多様性地域戦略」を統合した「港区環境基本計画」を策定しました。 令和5年3月 「港区緑と水の総合計画」(第4次)を策定し、緑被率の目標値を2030年までに24%と、変更しました。 「港区みどりを守る条例施行規則」及び関連要綱を改正し、保護樹木・樹林及び特別保護樹木・樹林の指定基準及び補助金額を見直しました。 根拠法令等 港区みどりを守る条例 港区みどりを守る条例施行規則 事業開始時期 昭和49年6月	

1 保護樹木・樹林等の指定と補助

概 要

港区みどりを守る条例に基づき、区内にある樹木・樹林を守り、いつまでも健全に育てていくため、区の基準に該当する民間所有の樹木・樹林を所有者や管理者からの申請に基づき調査の上、保護樹木・樹林として指定しています。

保護樹木・樹林については、標識を設置し、維持管理に要する費用の一部を補助しています。また、樹木の倒木・枝折れなど偶発的な事故により、第三者に損害を与えた場合、所有者等の負担を軽減するため区が所有者等に代わり賠償保険に加入しています。

さらに、区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木・樹林について、特別保護樹木・樹林として指定するための基準を設けています。

保護樹木・樹林の指定基準及び年間補助金額

各区分共通の指定基準		
適切に維持管理され、適正な生育状態にある保護すべき樹木等として、次のいずれにも該当すること。 ・ 幹、太枝等に著しい損傷がなく、腐朽又は枯死した部分が認められないこと ・ 本来の樹形を欠くことなく、自然樹形又は適切な剪定によりその樹木としての樹形が保たれていること ・ 傾斜地に斜めに生え、又は根元が洗堀されている等倒木のおそれがある状態にないこと ・ 敷地境界際に生えていないこと ・ 日照、落葉等について近隣に配慮した維持管理がされていること ・ 生態系に被害を及ぼすおそれがある種でないこと ・ 防風植栽でないこと ・ 樹木等の存在する地盤が自然地盤であり、構造物上部、建築物上部等の人工地盤でないこと		
区分	指 定 基 準	年間補助金額
樹 木	・ 地上1.2mの高さにおける幹周りが1.0m以上のもの	1本当たり 7,500円
	・ 株立した樹木で高さが3.0m以上のもの	
	・ つる性樹木で枝葉面積20㎡以上のもの	20㎡以上30㎡未満 3,000円
		30㎡ 4,000円
樹 林		30㎡を超えるもの
		30㎡を超える20㎡ごとに1,000円を4,000円に加算した額
	・ 面積が200㎡以上のもの	200㎡以上1,000㎡未満 40,000円
		1,000㎡以上2,000㎡未満 50,000円
生 垣		2,000㎡以上3,000㎡未満 60,000円
		3,000㎡以上 70,000円
	・ 樹木の高さが1.5m以上であること	20m 10,000円
	・ 長さが20m以上であること	20mを超えるもの
	・ 道路（一般の通行に供されている私道を含む）に面する等、公衆の見やすい場所に造成されていること	20mを超える5mごとに2,000円を10,000円に加算した額

※ 補助金額は一所有者又は一管理者毎に年額7万円を限度とします。

特別保護樹木・樹林の指定基準及び年間補助金額

各区分共通の指定基準		
生育状況が良好で、長期的に良好な生育環境にあるものとして次のいずれにも該当すること。 ・所有者等が将来にわたって保全する意思を有していること ・地域の住民がみどりの象徴として後世に継承することがふさわしいと認めていること ・歴史的、文化的及び自然的な価値を有していること		
区分	指 定 基 準	年間補助金額
樹木	次のいずれにも該当すること。 ・幹及び枝に損傷、枯死、腐朽等がなく、全体的に良好な生育状態にあること ・樹種本来の樹形で、かつ、良好な樹形が保たれていること ・樹木全体が敷地内に収まり、かつ、十分に成長するスペースがあること ・植栽基盤が十分確保され、根が張るスペースがあり、踏圧から保護されていること ・周辺の建築物、構造物等と干渉せず、近隣への落葉、日照阻害等の懸念がないこと ・区民等が直接的又は間接的に樹木を見ることができること	1本当たり 15,000円
樹林	次のいずれにも該当すること。 ・林内の主要な高木が、健全又は健全に近い生育状態であり、枯損木又は危険木がないこと ・幹又は太枝の枯死、腐朽等がなく、木材腐朽菌、根株腐朽菌等に罹病している樹木がないこと ・落葉、日照阻害並びに枝、葉及び根の越境等、隣接地へ悪影響を及ぼすおそれがないこと ・剪定、下枝処理、落ち葉処理等が行われていること ・建築限界に枝が張り出し、高圧線等に枝が接すること等がないこと ・生態系に被害を及ぼすおそれがある種が繁茂していないこと ・区民等が直接的又は間接的に樹林内の状況を見ることができること	200㎡以上 1,000㎡未満 80,000円 1,000㎡以上 2,000㎡未満 100,000円 2,000㎡以上 3,000㎡未満 120,000円 3,000㎡以上 140,000円

内 容

保護樹木・樹林の指定実績

年度 区分		2		3		4		5		6	
		件		件		件		件		件	
樹 木	指 定	4	23 本	6	30 本	3	9 本	6	10 本	7	39 本
	解 除	8	8 本	7	15 本	6	8 本	4	4 本	3	5 本
	年度末 指定数	139	680 本	139	695 本	139	695 本	142	701 本	148	735 本
つ る 性 樹 木	指 定	0	0 本	0	0 本	0	0 本	0	0 本	0	0 本
	解 除	0	0 本	0	0 本	1	1 本	0	0 本	0	0 本
	年度末 指定数	1	1 本 (140 m ²)	1	1 本 (140 m ²)	0	0 本	0	0 本	0	0 本
樹 林	指 定	0	0 m ²	0	0 m ²	0	0 m ²	1	440 m ²	0	0 m ²
	解 除	1	154 m ²	2	250 m ²	1	665 m ²	1	300 m ²	1	859 m ²
	年度末 指定数	28	108,421 m ²	27	108,171 m ²	27	107,506 m ²	27	107,646 m ²	26	106,787 m ²
生 け 垣	指 定	0	0m	1	48.7m	1	75.9m	0	0m	1	30.0m
	解 除	0	0m	1	37.3m	0	0m	0	0m	0	0m
	年度末 指定数	20	1,643.3m	20	1,654.7m	20	1,730.6m	20	1,730.6m	21	1,760.6m
年 間 補 助 金 額		5,208 千円		5,076 千円		5,168 千円		5,547 千円		5,728 千円	

※ 指定・解除の件数は、全部指定・一部追加指定、全部解除・一部解除をそれぞれ1件としてカウントし、1年間に指定及び解除の処理を行った件数を表しています。

※ 特別保護樹木・樹林の指定実績はありません。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

事業開始時期

昭和49年6月

地区別の保護樹木・樹林の指定数

		芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	5地区計
樹 木	指定件数	17 件	42 件	25 件	59 件	5 件	148 件
	指定本数	138 本	182 本	118 本	270 本	27 本	735 本
つる性 樹 木	指定件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	指定本数	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
樹 林	指定件数	8 件	6 件	4 件	8 件	0 件	26 件
	指定面積	42,884 m ²	14,318 m ²	31,128 m ²	18,457 m ²	0 m ²	106,787 m ²
生け垣	指定件数	3 件	3 件	4 件	10 件	1 件	21 件
	指定延長	417.6m	214.5m	461.2m	560.3m	107.0m	1,760.6m

2 樹木の引き取り・あっせん（グリーンバンク）（令和3年3月終了）

概 要

区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築等に伴い伐採しなければならなくなった場合に、区民からの申請を受けて区が移植可能かどうか等を判定し、区有地(桜田公園内)に引き取ります。

また、引き取った樹木を希望する区民にあっせんし、活用を図っています。

内 容

樹木の引取り・あっせん実績

年度		2	3	4	5	6
種別	引	0 件	—	—	—	—
	取	0 件	—	—	—	—
あっ せん	調査件数	0 件	—	—	—	—
	実施件数	0 件	—	—	—	—
あっ せん	引渡本数	0 本	—	—	—	—
	あっせん本数	0 本	—	—	—	—
引取り・あっせん 実 施 合 計		0 件 0 本	— —	— —	— —	— —

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

港区グリーンバンク事業実施要領

事業開始時期

平成元年 4 月

緑化推進
(3) みどりの育成

各総合支所まちづくり課
環境課

1 屋上等緑化の助成

概要

都市環境の改善や生活環境の向上を図り、自然との共生都市の実現に資することを目的に、区内の民間建築物の屋上、壁面に新たな緑化をする建築物所有者に対し、経費の一部を助成しています。

内容

1 対象建物

敷地面積 250 ㎡未満の新築建物及び既存建物
敷地面積 250 ㎡以上で竣工後 5 年以上の既存建物

2 屋上等緑化の助成基準

種別	助成単位	限度額
屋上緑化	所要経費の 1/2	500 万円
壁面緑化	所要経費の 1/2	100 万円

※ 同一箇所での場合、一申請当たりの合計限度額は、500 万円とします。

※ 屋上 3 ㎡以上、壁面 10 ㎡以上の緑化面積が要件となります。

2 緑化指導

概要

区では、うるおいと緑豊かなまちづくりをめざし、緑化基準に基づき緑化するよう指導を行っています。

内容

1 接道部の緑化基準

敷地面積が 250 ㎡以上の建築計画がある場合に、あらかじめ緑化計画書を提出し、接道部の長さに次表の接道部緑化率を乗じて得た長さ以上を緑化します。

接道部緑化率

敷地面積 施設別	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
住宅	6／10		7／10		8／10
事務所 店舗 工場	3／10	5／10	6／10	7／10	
学舎 校等	6／10	7／10		8／10	
屋外運動競技施設 処理場	7／10			8／10	
その他	3／10	6／10		7／10	

2 緑化面積の基準

接道部の緑化を行ったうえ、次の式により算出される面積以上（接道部緑化面積を含む。）を緑化します。

$$\text{基準緑化面積} = \text{基準緑化面積A} + \text{基準緑化面積B}$$

$$\text{基準緑化面積A} = \text{敷地面積} \times \text{緑化率 a}$$

$$\text{基準緑化面積B} = \text{延べ床面積} \times \text{緑化率 b}$$

敷地面積	緑化率 a
1,000 ㎡未満	3%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	4%
3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	6%
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	8%
10,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満	10%
30,000 ㎡以上	12%

建物の用途	緑化率 b
敷地面積 1,000 ㎡以上の事務所、店舗、工場、学校、庁舎等、その他業務系施設	2.5%
住宅、その他住宅系施設 敷地面積 1,000 ㎡未満の業務系施設	1.5%

※ 屋上、ベランダ等については、土壌厚が 30cm 未満の場合、緑化面積の 3/4 を算入します。ただし、十分な日照を確保し、かん水設備等を設けた場合は、全てを算入できます。土壌厚が 30cm 以上確保されている場合は、全て算入します。

※ 壁面緑化は、緑化面積又は補助資材の 1/2 を算入します。ただし、かん水設備等を設け、十分な日照が確保できる公開性の高い空地に面して緑化したとき又は接道部緑化をしたときは全てを算入できます。

※ 下記の条件を満たす、既存の樹木（植栽後おおむね 5 年経過しているもの）を残す場合は、基準緑化面積の 1/2 を上限として、その面積に 2 を乗じた面積を算入することができます。

- ・ 地上 1.2m の高さにおける幹の周囲が 1.0m 以上の樹木
- ・ 面積が 100 ㎡以上の一群の樹林
- ・ 長さ 20m 以上の生け垣

3 道路・公園等の緑化基準

施設の種類	緑 化 の 基 準
道 路	1 歩道の幅員が 2.5m以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設けます。 2 歩道の幅員が 2.5m未満の道路については、可能な限り植樹します。
公園等	1 児童遊園・街区公園又は運動公園については、敷地の 10 分の 3 以上を緑化します。 2 前号に規定する公園以外の公園については、敷地の 10 分の 5 以上を緑化します。 3 緑地については、敷地面積の 10 分の 8 以上を緑化します。

4 伐採届

以下に掲げる樹木を伐採する場合は、事前に「伐採届」の提出が必要となります。

- ・ 地上 1.2mの高さにおける幹の周囲が 1.0m以上の樹木
- ・ 面積が 100 m²以上の一群の樹林
- ・ 長さ 20m以上の生け垣

<代替植栽の基準>

樹 木 1 本当たり

樹 林 10 m²当たり

生け垣 10m当たり

それぞれ中高木 1 本以上又は 3 m²以上の植栽

3 民間緑化施設の表彰制度

概 要

区では、安全で快適な生活環境や生きものにもやさしい自然との共生都市を実現するため、また緑化計画に対する区民や事業者の意識の高揚を図るため、民間建築物の緑化施設のうち特に優れたものを「港区みどりの街づくり賞」として表彰しています。

内 容

1 対象

原則として、表彰を行う年度の前々年度に完了した建築計画に伴う緑化施設で、港区みどりを守る条例施行規則第 11 条の緑化基準を満たしているもの

2 選定

受賞施設の選定は、年度毎に選任された学識経験者、都市緑化に造詣の深い区民及び環境リサイクル支援部長をもって組織する選定審査会が、次に掲げる選定基準を基に決定します。

- (1) 周辺の景観と調和し、優れたデザインであること。
- (2) 維持管理が適切に行われていること。

- (3) 自然環境の保護と再生に努めていること。
 - (4) 建築物と植栽地がバランスよく配置されていること。
 - (5) 既存樹木を活用していること。
 - (6) あらゆる生きものが、相互に関わり合いながら生きられる生物多様性に配慮した植栽計画となっていること。
 - (7) 在来植物を取り入れていること。
 - (8) 地域社会とのつながりを持ち、地区への貢献度及びみどりの公開性が高いこと。
 - (9) 先進的又は総合的にレベルの高い緑化技術を取り入れ、新しい緑の創出に創意工夫がなされていること。
- ※表彰の件数は、5点を上限として、毎年度の選定審査会で決定しています。

根拠法令等

港区みどりを守る条例
 港区みどりを守る条例施行規則
 港区屋上等緑化助成要綱

みどりの育成事業実績

(単位：件)

種別 \ 年度	2	3	4	5	6
屋上等緑化助成	2	2	0	2	2
公共・民間施設緑化指導	112	99	111	101	97
伐採届	21	19	22	13	39
港区みどりの街づくり賞表彰件数	2	3	5	4	5

緑化推進
(4) みどりの普及・啓発

各総合支所まちづくり課
環境課

概要

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、港区ホームページ等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに、区民が行うみどりの普及・啓発活動への支援を行っています。

内容

1 港区みどりの活動員制度

この制度は、港区みどりを守る条例第 20 条に基づき、区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、みどりの活動員等による緑地の維持管理や知識の普及・啓発活動を支援する制度です。

みどりの活動員等は、区のみどりに関する施策に協力するとともに、みどりの保全及び創出に関する公益性の高い自主活動の担い手として活動を行います。

区は、活動に必要な資材や経費の助成と技術的な支援を行います。

2 植木市（令和 3 年 3 月終了）

植木市は、区民の緑に対する関心を高めるため、春に有栖川宮記念公園で 1 回、秋に芝公園で 1 回（区民まつり）の合計 2 回、延べ 3 日間開催しています。

会場では、庭木・草花・肥料及び園芸用土などを市価より安く販売するとともに草花の種・球根等の無料配布や、専門家による青空園芸教室及びみどりの相談も行っています。

3 園芸講座（令和 3 年 3 月終了）

区民の方に緑に関する知識を深めていただき、緑化意識の向上や家庭での植物栽培の参考としていただくため初心者を対象に講義と実技の講座を行っています。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

みどりの普及・啓発事業実績

種別 \ 年度	2	3	4	5	6
みどりの活動員 認定数	1 団体	1 団体	1 団体	0 団体	2 団体
植 木 市	1 回 延べ1 日	—	—	—	—
みどりの相談	11 件	—	—	—	—
園芸講座	1 講座 延べ1 回	—	—	—	—

※ 植木市、みどりの相談、園芸講座は、令和3年3月終了。



■ 植木市の様子

概 要

区民、事業者と協力して、樹林や湧水、水辺のある緑地などの自然環境を保全します。また、多様な生きものがすめるまちをめざして、ビオトープづくりや生物多様性の保全再生事業を推進し、自然環境の保全と再生を図ります。

内 容

1 ビオトープづくり

公園や児童遊園などの新設改良に合わせ、小鳥や昆虫など身近な生きものがすめる空間（ビオトープ）を確保し、地域の生物多様性の保全・再生の拠点づくりを進めています。

これらのビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験を通して生物多様性を理解するために作られたもので、各総合支所及び指定管理者が維持管理しています。

(令和7年4月1日現在)

設置場所	箇所数	設置場所	箇所数
芝公園	1 箇所	白金台どんぐり児童遊園	1 箇所
元麻布三丁目緑地	1 箇所	芝浦中央公園	2 箇所
亀塚公園	1 箇所	芝浦公園	1 箇所
高輪森の公園	1 箇所	杜の公園	1 箇所
高松くすのき公園	1 箇所	港南緑水公園	1 箇所

2 港区生物現況調査（第2次）

港区では、区内に生息する生物の現況を調査し、生きものと共生できるまちづくりを進めるため、平成20年4月から平成21年6月にかけて区内44か所で生物現況調査を行いました。

この調査では、専門調査員による調査のほか、「セミの抜け殻をしらべよう」、「どんぐりマップをつくろう!」、「タンポポの花をしらべよう」など、区民参加型調査（アンケート調査：4回、現地型調査：1回）を行い、2,217人から情報の提供がありました。

専門調査員による現地調査では、陸上植物637種、昆虫・クモ類724種、ほ乳類・は虫類・両生類を合わせた小動物が15種、鳥類77種、淡水と海水の魚類78種など動物、植物をあわせて「2,171種類」の生きものが確認され、そのうち、生息数が減少傾向にある重要種と呼ばれる珍しい生きものが「89種類」、外国や他の地域から人間の活動によって入ってきた生きもの（外来種）が「212種類」確認されました。

3 生物多様性推進事業

(1) みんなと生きもの調査隊

生物現況調査の結果を掲載した小学生用補助教材「Let's meet 夏の虫」を活用し、区立小学校の3・4年生を対象に、アンケート方式で生きもの調査「みんなと生きもの調査隊」を行っています。平成22年度から毎年継続して実施しており、令和6年度には1,514人の児童から8,385件の回答が寄せられました。

(2) 生きもの観察会

区民を対象に、身近な公園等で生きものについて学ぶ「生きもの観察会」を開催しています。令和6年度は、国立科学博物館附属自然教育園において、“秋の生きもの探し”を開催し、植物や昆虫を観察するとともに、港区のめざす自然環境のシンボルとしているカワセミについて学びました。

(3) 学校プールのヤゴ救出観察会

小学校の屋外プールに生息しているヤゴを、プール清掃で流されてしまう前に救出してトンボに羽化するまでを観察する「学校プールのヤゴ救出観察会」を、御成門・芝・東町小学校の3校で実施し、ギンヤンマやアカトンボ類など総計約1,076匹のヤゴを救出しました。

(4) 学校ビオトープづくり支援

小学校・保育園等の教育機関のビオトープの維持管理や整備に対して、専門家を派遣し指導・アドバイスを行う「学校ビオトープづくり支援」において、ビオトープに関する指導助言は5施設5回、園児・児童向け観察会は6施設7回、合計11施設12回実施しました。

(5) 有栖川宮記念公園における生物調査

令和6年度は有栖川宮記念公園での池の生物調査を実施し、区民等ボランティアの協力を得て11種1,959個体の生きものを採取、分類しました。生物調査では、当日採取された生きものを展示する「ミニ水族館」を同時に開催し、専門家の解説を交えて外来種問題への周知啓発を行いました。



■ 有栖川宮記念公園での池の生物調査



■ 学校プールのヤゴ救出観察会(芝小学校)

緑化推進
(6) 港区みどりの実態調査

環境課

概 要

区では、「港区みどりを守る条例」に基づき、おおむね5年ごとに、区内の樹木や緑地等の緑と、湧水等の自然の水の実態を調査し、緑と水の現状と経年変化を公表しています。

令和3年度に実施した第10次調査では、航空写真の撮影と現地調査を行い、緑被率調査や湧水・地下水調査等を行いました。

この調査は、土地利用や地域別の緑と水の現況と経年変化を把握し、区が進めてきた都市緑化やみどりの保全と再生の取組の効果を解析し、今後の緑化行政の方向を定めるための重要な資料になるものです。

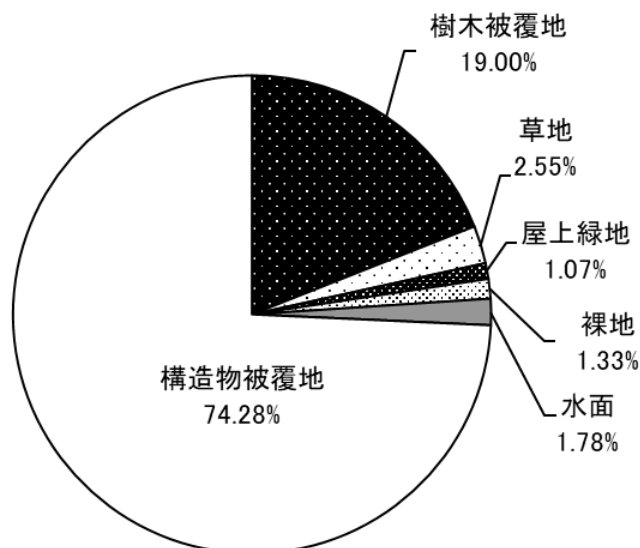
内 容

1 区全体の緑被地等の状況

港区の緑被率は22.62%です。港区全域の5分の1以上（面積では469.59ha）が緑で覆われています。緑被率とは、緑被地が区域面積に占める割合をいい、緑の豊かさを表す一つの指標です。また、緑被地とは樹木や草地で覆われた土地と屋上緑地の面積を指します。

緑被率は前回調査の平成28年度から、0.84ポイント増加しました。

項目	面積(ha)	比率(%)
オープンスペース	534.03	25.72
緑被地	469.59	22.62
樹木被覆地	394.40	19.00
草地	53.03	2.55
屋上緑地	22.16	1.07
裸地	27.58	1.33
水面	36.87	1.78
構造物被覆地	1,541.96	74.28
調査区域面積	2,075.99	100.00



※ 小数第3位で四捨五入しているため集計値が合わない場合があります。

※ 調査区域面積は、東京都都市計画基本図データの行政界図形面積とするため、区公表面積と異なります。

2 みどりに関するデータ

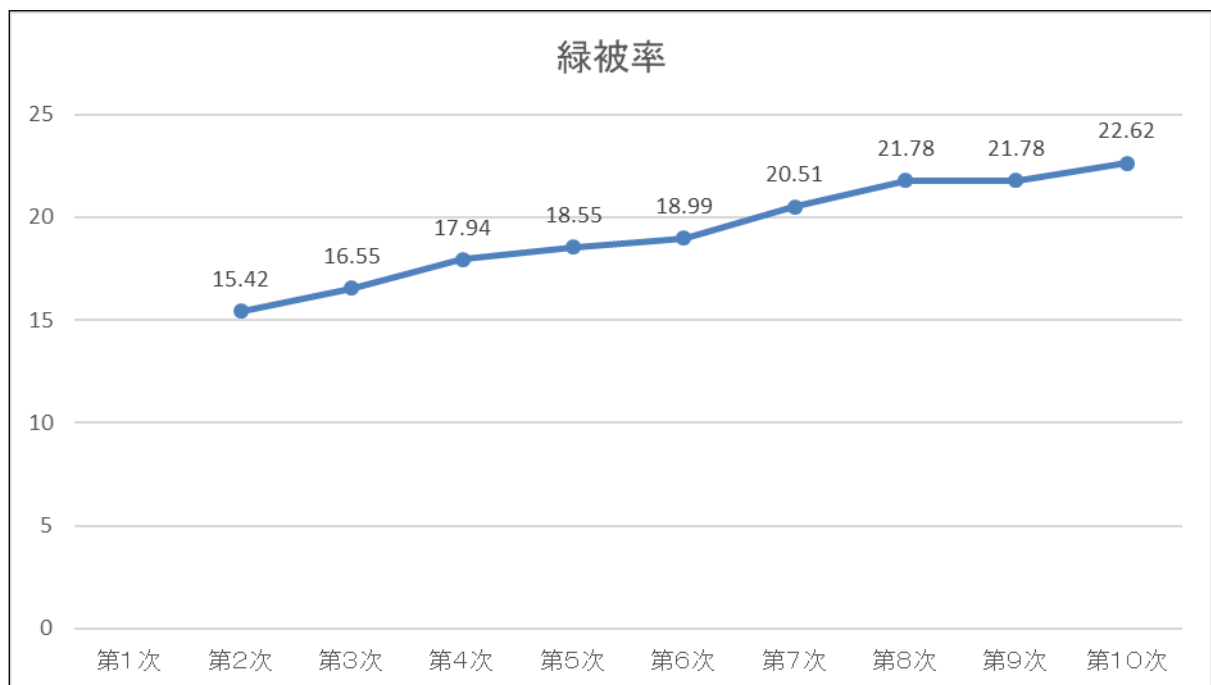
港区みどりの実態調査（第10次）調査結果（令和3年度実施）

緑被率	22.62%（面積 469.59ha）
みどり率（※）	26.08%（面積 541.40ha）
自然湧水地	17 箇所
屋上緑地	3,424 箇所 221,579.6 m ²
壁面緑化（緑化面積 20 m ² 以上）	164 箇所 11,242 m ²
街路樹	12,315 本 （区道 5,389 本、都道 5,359 本、 国道 1,567 本）
公園緑地	166 箇所 1,062,440.54 m ²

※ みどり率とは、樹木被覆地、草地、屋上緑地、公園、河川、運河、池の面積が、区域面積に占める割合を指します。

調査年度	第1次 S48年	第2次 S54年	第3次 S60年	第4次 H2年	第5次 H7年	第6次 H13年	第7次 H18年	第8次 H23年	第9次 H28年	第10次 R3年
緑被率 （%）	—	15.42	16.55	17.94	18.55	18.99	20.51	21.78	21.78	22.62

港区の緑被率の推移



根拠法令等

港区みどりを守る条例

ハクビシン等対策

各総合支所協働推進課
環境課

概要

ハクビシン及びアライグマ（以下「ハクビシン等」といいます。）の家屋内侵入等による区民の生活環境被害に対応するため、東京都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、ハクビシン等の捕獲等の対策を実施しています。

内容

家屋の所有者等から、ハクビシン等の家屋内侵入等の被害に関する相談を区が受けた場合、専門業者が現場調査を行ったうえで、捕獲用の箱わなを設置し、ハクビシン等を捕獲・処分します。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
第13次東京都鳥獣保護管理事業計画
東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画
港区ハクビシン等対策事業実施要綱

事業開始時期

平成31年4月

事業の実施状況

項目	地区 年度	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
現場調査 (単位：件)	2	2	18	6	33	0	59
	3	2	5	9	13	1	30
	4	3	9	6	14	0	32
	5	3	11	5	14	0	33
	6	0	9	7	8	0	24

項目		地区 年度	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
ハクビシン	箱わな設置 (単位：件)	2	2	14	6	27	0	49
		3	1	1	9	11	1	23
		4	2	5	6	11	0	24
		5	2	7	3	9	0	21
		6	0	9	4	6	0	19
	箱わなによる捕獲・処分 (単位：頭)	2	0	5	2	8	0	15
		3	0	0	1	2	0	3
		4	1	0	1	5	0	7
		5	2	0	1	2	0	5
		6	0	2	2	1	0	5
	回収による処分 (単位：頭)	2	0	1	0	0	0	1
		3	0	0	1	1	0	2
		4	1	1	0	0	0	2
		5	3	0	1	2	0	6
		6	0	0	3	0	0	3
アライグマ	箱わな設置 (単位：件)	2	0	1	0	2	0	3
		3	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0
		6	0	0	0	0	0	0
	箱わなによる捕獲・処分 (単位：頭)	2	0	0	0	1	0	1
		3	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0
		6	0	0	0	0	0	0
	回収による処分 (単位：頭)	2	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0
		6	0	0	0	0	0	0

